

平成 28 年度 第 2 回事業専門委員会 議事録

開催日時 平成 28 年 10 月 24 日（水）午前 10 時 26 分から午前 11 時 57 分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2 階 会議室 1
出席委員 小島真知子、原 直俊、伊豆義隆、花田三男、中嶋正子、千葉千恵子、菅谷久子、齊藤幸治、高安俊昭、日高勝利

出席予定者が揃ったため、定刻より早く、平成 28 年度第 2 回事業専門委員会を開催。

委員総数 11 名中 10 名の出席により、過半数に達しているため本委員会が成立していることを確認した後、協議に入る。

○協議

（1）「I 事業展開を支える財政基盤の強化」について

最終案資料 P. 4 の「⑤公的事業の積極的受託」、P. 5 の「⑥労働者派遣事業の積極的推進」について荒井主査が内容説明を行った。「⑤公的事業の積極的受託 新規事業の受託」の項目については、橘田局長が内容説明を行った。

一質疑一

（日高委員）資料 P. 5 の⑥労働者派遣事業については積極的な推進と記載があり、今回は 3 名の派遣から 1 名増加すると説明がありました。正職員 4 名が派遣されることによって、現実的に 1 名職員が少なくなってしまう。社協本来の業務を既存の職員で対応するということは、現在職員の数としては余裕があるという受け止め方をしてもよろしいのでしょうか。

（事務局橘田）決して余力があるとか、職員が余っているという状況ではありません。まず、波崎支所で受託している「知的障がい児放課後支援事業」が今年度をもって終了となります。知的障がい児放課後支援事業に携わっていた非常勤職員 3 名に来年度以降の業務ということで、現在社協が実施している業務の一部を担っていただけないかというお話を進めながら、正職員の担っている業務を調整して、1 名の派遣と受託事業を確保していくというような見通しを持っています。もう一つは、指定管理事業です。福祉作業所きぼうの家と障害者デイサービスセンターのぞみには正職員が 1 名ずつ配置されています。現在までに障害者デイサービスセンターのぞみは若干の赤字となっておりますが、理事会の中でも、利用者増の取り組みは継続しつつ、収入の中で賄えるような努力をしていきますという説明をして承認をいただいているところでございます。今年の 10 月以降から若干業務の入れ替えを進めており、具体的に来年度の指定管理事業については、それぞれ 1 名ずつ配置していた正職員を、福祉作業所きぼうの家、障害者デイサービスセンターのぞみ合わせて 1 名の配置とすることで、支出超過を減らしていきます。職員が 1 名事務局本部に戻ってくると、指定管理事業の中の職員設置費が約 700 万円減額できるようになります。既

存職員の調整を図りながら、新たな派遣に結びつけていきたいと考えています。

(日高委員) 説明はわかりました。元々この審議を進める目的は、行政側から社協に対しての助成金のあり方の見直しという点からスタートしているわけですよね。その内容から見ると、社協としていろいろ努力すれば、まだ人員削減の余裕があるのではないかという見られ方をしても致し方ないと思います。今回、労働者派遣を実施するにあたって、「正職員の1/4を目安として最大4名までとする」ということを決めているわけですよね。にもかかわらず、積極的な推進を行っていきますと出ている。ということは、5名でも6名でも派遣できますよということに繋がってしまうのではないかという気がします。そうなってくると、社協の職員を増やしていかないと労働者派遣を継続していくのは難しいのではないかと思います。行政側からもう一人、もう一人という依頼があった時に、社協職員を増やさずに対応していくことは難しさがあるのではないかと感じますので、事務局としてどう考えているのでしょうか。

(事務局橋田) 行政側が社協の取り組みをどう評価するかにかかっているものと思います。我々としては積極的推進というのは第4次地域福祉活動計画の中で、少なくとも正職員の1/4は国家資格を持った経験のある職員が、市の関係部局の福祉相談に携わることで市民にとっても行政にとっても、専門的な相談援助活動を継続的に提供できる、そういった貢献をすることが社協の取り組みとしても重要であるという方針のもとに、積極的に推進していくことを記載したわけです。その中で正職員の1/4まではということは明記しています。この部分は第4次地域福祉活動計画策定委員会の中でも、それを最終的に承認いただいた理事会の中でも、ご理解いただけていることと思っております。これが、5人目、6人目ということになれば、1/4を超える形になりますから、当然新しい正職員の採用を市で認めていただければ、1/4を超えることになりまますという交渉を、我々も組織として理事会を通じてしていかなければならないと思います。事務レベルの協議は事務レベルで実施します。しかし、組織と組織の協議となれば、理事の執行部と市の健康福祉部とで協議をしていくということを実施していかなければ、いつまでも事務局と市担当課の協議で進めていくということには限界もあります。こういう事態が発生した時には理事会に遅滞なく報告し、理事会の中でどう対策をしていくのかご協議していただければと考えております。決して職員が余っている、余力があるということではありません。

(日高委員) それはわかります。ここには積極的に労働者派遣を行っていくと書いてあります。積極的ということは、4名以上の派遣を求めていますよということで我々は受け止めてしまいます。しかし、積極的に実施できないということであれば「労働者派遣事業の推進を行っていきます」ということでいいのではないかと思います。積極的という言葉を使うと派遣人数を増やせませすという捉え方をしてしまうので、その部分について聞いてみたかったということです。

(事務局橋田) これは、派遣人数を3名から4名に増やすための積極的という意味です。

(日高委員) もうひとつ聞きたいことがあります。生活福祉資金の貸付事業を県社協が実施

していますよね。この貸付事業の利用者がなかなかいないということと、返済がされていない実情があります。その状況についての連絡が民生委員に書面で郵送されてきます。しかし、民生委員はその借受者に対して早く返済するよう指導することはできません。また、生活保護について、市外で対象とならない人が神栖市で申請すると対象となってしまうというお話しを聞いたことがあります。今回社協の職員が社会福祉課に派遣されて、生活保護の相談対応等をした際に、そういった情報から一般市民の目から見ると、対応が甘いんじゃないかという見られ方をしてしまうのではないかという心配もあります。

(事務局橋田) はじめに質問があった生活福祉資金について、返済しない人が多いということは事実でありまして、これは神栖市だけでなく全国的な問題となっています。特に多いのは、東日本大震災の時に特例の緊急小口資金を借りた方が、所在不明となってしまったケースです。これに関しては、確かに民生委員さんに何かをしていただくということではありませんが、県社協から民生委員さんの担当地域の中で、こういう方が貸付事業を利用しています、ここまで返済が済んでいます、残金はこれだけあります、利息がこれだけ付いています、というような情報提供をしています。民生委員さんに徴収をしてもらったり、声かけをしてもらったりするというのではなくて、あくまでも返済に関する事務は県社協が行っていますので、決して民生委員さんの負担が増えるということではないということをご理解いただければと思います。

生活保護の相談対応ですが、社協から社会福祉課へ派遣させていただく職員については、精神保健福祉士の国家資格を持った職員をお願いしますと言われていています。市内には生活保護を受給している約600の世帯がありますが、そのうちの1/5ほどが統合失調症やうつ病などを抱える精神障害者世帯と言われております。社協からの派遣職員は、ケースワーカーが精神障害者世帯へ訪問等に行く際に同行し、対象者の状況を確認し医療機関や社会復帰施設等との連絡調整や生活面でのアドバイス等を行うことを主たる業務としています。したがって、生活保護受給の適否に関わる業務には就きません。

またそれとは別に、生活困窮者自立支援制度にかかる業務を社協で受託して欲しいというお話があります。社会福祉課から社協へ繋がるであろうケース数は年間100~150くらいを想定しています。その中で就労まで結びつける方は10ケースほどを見込んでいるところでありますので、大きな負担がかかるであるとか、ケースワーク業務を担当するというものではございません。市の役割と委託された社協の役割は分けられております。

他に質疑はなく、Iの「⑤公的事業の積極的受託」及び「⑥労働者派遣事業の積極的推進」は、原案通りの計画として理事会へ報告することで議決された。

最終案資料P.5の「⑦現場実習生の積極的受入」について荒井主査が内容説明を行った。
—質疑—

質疑はなく、Ⅰの「⑦現場実習生の積極的受入」は、原案の通り計画として理事会へ報告することで議決された。

(2) 「Ⅱ 住民ニーズに合致した事業展開」について

最終案資料 P. 6 の「①様々な地域福祉の担い手との連携・協働」、「②成年後見受任活動の積極的展開」、P. 7 の「③障害者相談窓口としての機能強化」について荒井主査が内容説明を行った。

—質疑—

(日高委員) ②の成年後見受任活動の積極的展開について、新たに市民後見人の養成について入ってきていますが、自分の中の認識では社協が成年後見人となる形であると思っていましたが、今後は一般市民の方を養成してほしいということになるのでしょうか。

(事務局橋田) 市民後見人の養成については市の方から強く要望されていたことや、他市町村社協も取り組んでいる状況を踏まえて計画に盛り込みました。しかしながら、養成講座の開催と実際の後見活動の実施は別物と考えております。現時点では、養成された市民後見人候補者に審判書がおりたという事例は県内では確認できておりません。県内でも T 社協や U 社協が市民後見人養成講座を実施していますが、実際に養成された方が後見人として活動するという事は現時点ではないと聞いております。その方達は、社協の非常勤職員として登録して、日常生活自立支援事業の支援員として活動しているという状況です。ですので、市民後見人養成という項目となっていますが、平成 29 年度に市としっかり協議をして、成年後見制度を理解してもらうための講座や勉強会等を実施していった方がよいという感触を持っています。市民後見人を社協が養成して、その方達が後見人として活動し、社協が監督していくという構想は今のところありません。あくまでも社協が法人として社協職員が後見活動を実施していく形で進めていきたいと思っております。

他に質疑はなく、Ⅱの「①様々な地域福祉の担い手との連携・協働」、「②成年後見受任活動の積極的展開」、「③障害者相談窓口としての機能強化」は、原案通りの計画として理事会へ報告することで議決された。

最終案資料 P. 7 の「④有料広告事業の新規実施による広告料収入の確保」について荒井主査が内容説明を行った。

—質疑—

質疑はなく、Ⅱの「④有料広告事業の新規実施による広告料収入の確保」は、原案通りの計画として理事会へ報告することで議決された。

最終案資料 P.7 の「⑤社協を市民へPRするイベント等の充実」について荒井主査が内容説明を行った。

—質疑—

(日高委員) 福祉感謝会の充実について予算の見直し等はあるのでしょうか。また、市のイベントに共同募金という形で参加するということですが、神栖フェスタの内容を見ると、ボランティア関連の団体はチラシやティッシュ等を配っているところが多かったです。募金だけで回るということになると、少しPR的には弱いのではないかと思います。

(事務局橋田) 福祉感謝会の内容については基本的に現在の予算を維持した形となります。一方で、できるだけ多くの人に来てもらえるような工夫を考えなければなりません。例えば、より多くの就労支援事業所等が出店できるようにしたり、表彰、映画上映、講演会以外にも若い人たちが参加出来る様にボランティア協力校の発表の場を設けたりすることによって、予算の枠は増やさずに、参加していただく方を増やすことで予算節減できるのではないかと考えております。また、この福祉感謝会については、以前花田委員からもお話があったように、市の自立支援協議会と協力しながら障害者の理解と社会参加のために何かできないかという部分も協議を進めていきたいと考えております。

神栖フェスタでは、単純に社協職員が募金箱を持っていても募金をしてくれる人は少ないと思いますので、今回は職員達が工夫をして、飴を準備しまして子供達向けに募金をしてくれたら飴のすくい取りができるというような形で実施しました。今後も工夫しながら市のイベントに参加できればと思っています。

(日高委員) 民生委員も募金活動を展開していますが、社協と同じように単純に募金箱を持っていても誰も入れてはくれません。今年は小学生にボランティアとして参加してもらった結果、例年に比べて募金額が増えたという実情がありますので、参考までに。

他に質疑はなく、Ⅱの「⑤社協を市民へPRするイベント等の充実」は、原案通りの計画として理事会へ報告することで議決された。

(3) 「その他、計画全体を通しての検討」について

(日高委員) 資料 P.8 にある①理事会等基幹的会議の機能強化 評議員体制の見直しについて、今まで評議員の任期は2年で、今回4年に変更する理由を教えてください。

(事務局相良) 任期の変更につきましては、社会福祉法人制度改革の大きな流れの中で、法律自体が変わってしまいます。全ての社会福祉法人は評議員会を置かなくてはならないということと、その任期は4年以上としなければならないと決められたものです。当然社会福祉協議会も社会福祉法人ですので、同じ改正を定款の変更と併せて組んでいく必要があります。ただしその中では、任期の間で選出母体の中での任期が終了してしまうという団体がほとんどであると思いますので、こちらについては現在の評議員、それぞれの評議員が所属する団

体宛に、今回の法改正の内容と社協の定款が変わりますというお知らせをした上で、定款を改正する評議員会を12月までに招集をさせていただいて、改めてその場でも説明と定款の見直しの議論をしていただきたいというスケジュール立てを考えております。

(日高委員) 資料P.11にある会費収入について、少子高齢化で人口は減ってきている現状の中で、事務局としてどのようにこの問題を捉えていますか。

(事務局相良) 人口減もそうですし、行政区加入率も低下している現状を事務局としても危機感をもって理解をしております。一般会費については2~3%ほど前年比あたり減少となっております。これを何もせずにいると、社協の自主財源が低下してしまいますので、少なくとも今の状態を維持していくにはどういった会費のスタイルが考えられて、尚且つ減少傾向にある一般会費を食い止めるために行政区以外へのアプローチは何かあるだろうかということを実際に考えていかなければならないと思ひまして、試算で出したものが資料P.11の表となります。これは財務・組織専門委員会で見ていただいた部分ですが、特別会員の会費額に幅を持たせたり、ボランティア登録団体用の会員制度などを作ったりすることで、世帯数自体は減少しますが会費収入額の減少はいくらか食い止められるのではないかと思います。

(齊藤委員) この行動計画はかなりハードに進めていかなければならないように見えます。全体を通して、今の人数で本当にこれを実施できるのかという心配な部分があります。また、Ⅰの⑦現場実習生の積極的受入とⅡの②成年後見受任活動の積極的展開の部分で、3人、4人、5人と増やしていきますという話しは、いまいち根拠が弱いかなと感じられました。最初の質問だけでもいいのでお答えいただければと思います。

(事務局橋田) 確かに割とハードな計画内容であり、その上準備期間もほとんどない状況です。ただ、我々としてはこれを実施しないと、社協の持つ本質的機能の存続が危ぶまれると感じております。工夫できるところは工夫していこう、負担は職員同士でカバーし合いながら実施していこうと思っております。また、決して実施できない内容ではないとも思っております。それは、手前味噌にはなりますが、本会の正職員による国家資格の取得率は、県下トップにありますし、実質人数も現時点で12名と最も多い数を確保しております。このような実態を裏付けとして、市から職員を派遣してもらいたいという要望があるわけで、実は関東でもこれだけの専門職員を行政の最前線の窓口派遣契約で送り出している市区町村社協は、調べると本市社協だけあります。そういった組織に所属していることに職員もプライドを持ってきていますし、専門知識や経験もありますので、その部分が問題解決のスピードや取り組みに対する工夫に反映されていると思います。常勤・非常勤職員の協力も得ながら、社協の取り組みを市民と市の方に正しく理解してもらおう努力を進めていきたいと思っております。

(花田委員) 自主財源を確保するにも限度がありますから、社協でしかできないという部分をPRすること、自主財源で賄えない部分は市に出してもらおうというところは遠慮する必要はないと思います。

(日高委員) 行政と社協の考え方に若干ズレがあるのではないかと思います。当然常務理

事もそのズレに関しては把握されていると思います。そのズレをどうにかして修正していかなければならないと感じます。社協と行政は一体ですから、今後お互いにコンタクトを取りながら進んで欲しいという気持ちがあります。

(高安常務) 確かに日高委員が言われたように、行政の考え方と社協の考え方に多少のズレがあると思います。社協が今まで受託していた事業については必ずしも営利がついてくるものではないです。行政と市民の間でどうしても実施できない狭間の事業を社協が受けているということが大変多い状況です。しかし、補助金の削減・改善が求められまして、今回、理事会の中で専門委員会を2つ設置し、いろいろな話しができて、さらに提言をいただけることは大変良いことだと思います。このような委員会は今回だけでなく、来年度以降も継続して委員の皆様から様々な提言をいただきながら、社協の理解促進と適正な財源運営をしていければという思いでおります。

(小島委員長) 事務局から何かありますでしょうか。

(事務局相良) 行動計画の最終案につきましては、財務組織専門委員会の中でも審議がされたところでございます。概ね原案通り承認がされましたが、1ヶ所だけ訂正をお願いしたいところがあります。資料P.3の①会費収入の確保 会員特典の検討について、「会員限定事業や、特別会員向け賞品等…」とありますが、この賞品という言葉が適切ではありませんので、「記念品」と訂正することで承認がされております。変更箇所は以上となります。この計画については、市の財政当局から今年度の予算執行と29年度の予算編成に向けての資料として提出して欲しいと指示をいただいております。今回委員会の中でいただきました意見を踏まえまして、修正したものについては保立会長に報告と最終的な内容確認をいたしまして、29年度の社協補助金の要望書と合わせて市へ提出する予定です。その後開催する理事会・評議員会の中で最終版として改めて報告のお時間をいただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(小島委員長) 以上で本日予定されました協議は全て終了しました。最後に委員の皆さんからひと言ずついただきたいと思っております。

(菅谷委員) 社協の取り組みについては十分理解することができました。

(齊藤委員) 行政側との溝はしっかりと話し合いを持って埋めていく方向でお願いしたいと思っております。

(日高委員) 行政と社協とのズレを修正していかなければ、この問題は解決しないと思いますので、行政側との話し合いをしっかりと進めてもらいたいと思っております。

(高安常務) 委員の皆様にはお忙しい中、2回の専門委員会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。この2回の会議の中で、いろいろなご意見を出していただきました。これを保立会長へ進言するとともに、理事会の中で十分練っていただいて、今後の社協のより良い運営を図っていきたく思います。

(千葉委員) これから行政側からの依頼は増えていくことと思います。また私たちも今後様々な面でお世話になると思っておりますので、よろしくお願い致します。

(中嶋委員) 社協には知識と経験をたくさん持っている職員がおられるので、そこに心を持っていただければ市民にとって、なくてはならない社協になると思います。市民のための社協であると思いますので、そのような活動を実行していけば、自然と市民も社協に目を向けてくれると思います。

(花田委員) 様々な課題を抱えている方への支援には時間的な労力がかかるということを理解してもらえよう頑張っていたきたいと思います。

(伊豆委員) 委員会の中で様々な意見が出されました。その意見を参考に、より良い社協の運営に繋がるよう努力していただきたいと思います。

(原委員) 限られた人員の中での事業展開は大変であると思いますが、市民へのサービスは低下しないよう努力していただきたいと思います。

(小島委員長) 社協が常に努力しているということは感じることができましたので、今後もその力を失わないよう頑張りたいと思います。

(事務局橘田) 小島委員長、議事進行お疲れ様でした。そして委員の皆様、慎重なご審議ありがとうございました。本委員会は本日をもって終了となりますが、委員の皆様にはお忙しい中、会議へのご出席をたまわり、また貴重なご意見やご提言をいただきました。改めて感謝とお礼を申し上げます。本計画に関する最終報告につきましては、次回の理事会の中でさせていただきます。なお、次回の理事会は12月下旬の開催を予定しており、詳細は改めて文書でご案内いたします。

以上をもって、平成28年度第2回事業専門委員会は終了となる。